

◎議 事 日 程（第5号）

平成27年6月26日（金曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 発言の取り消しについて
日程第2 常任委員長報告
日程第3 承認第1号 専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）
日程第4 議案第40号 愛西市税条例等の一部改正について
日程第5 議案第41号 愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について
日程第6 議案第42号 愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正について
日程第7 議案第43号 海部地方教育事務協議会規約の変更について
日程第8 議案第44号 市道路線の廃止について
日程第9 議案第45号 市道路線の認定について
日程第10 議案第46号 平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について
日程第11 発議第6号 愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第12 意見書案第2号 国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（19名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	■ 川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 ■ 満 君	12番	杉村 義仁 君
13番	島田 浩 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君		

◎欠席議員（1名）

20番 加藤 敏彦 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	鈴 木 睦 君
教 育 長	加 藤 良 邦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	村 津 友 章 君
総 務 部 長	飯 谷 幸 良 君	企 画 部 長	佐 藤 信 男 君
経 済 建 設 部 長	加 藤 清 和 君	教 育 部 長	石 黒 貞 明 君
市 民 生 活 部 長	永 田 和 美 君	上 下 水 道 部 長	横 井 一 夫 君
消 防 長	飯 谷 修 司 君	福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	猪 飼 明 君
子 育 て 支 援 プ ロ ジ ェ ク ト 担 当 部 長 兼 児 童 福 祉 課 長	伊 藤 辰 明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	佐 藤 敏 彦	議 事 課 長	加 納 敏 夫
書 記	山 田 宗 一	書 記	服 部 陽 介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。20番・加藤敏彦議員は、欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日、追加議案が提出されましたため、開会前に議会運営委員会が開催されていますので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（大島 功君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

本日、開会前に追加議案として発議第6号、意見書案第2号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し、御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

また、発言取り消しの申出書が提出されましたので、日程を協議し、議事日程に記載しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・発言の取り消しについて

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・発言の取り消しについてを議題といたします。

河合克平議員から、6月8日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって不適切な発言があったため、お手元に配付いたしました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

ここで河合克平議員から、取り消し理由並びに陳謝の発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○18番（河合克平君）

おはようございます。

このたび、6月8日の私の一般質問の発言の中で、お手元にございます発言取り消し申出書に記載いたしました部分について、こういった間違いが起こらないようにと本市議会初の議会放映に向けて取り組んできたにもかかわらず、私の発言中に不適切な用語を使用してしまい、これまで議会で積み重ねてきた準備を生かせない結果となってしまいました。

今後におきましては、議会の品位を保持し、議会ルールを守ってまいります。

議員各位並びに市長を初め、市関係者に御迷惑おかけしましたことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。この発言取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、河合克平議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（鬼頭勝治君）

日程第2・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案につきまして、それぞれ審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務委員長から報告をお願いいたします。

○総務委員長（鷲野聰明君）

おはようございます。

総務委員会の結果を報告いたします。

総務委員会は、6月18日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいておりますように、承認第1号：専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）については、質疑はなく、採決の結果、承認第1号は全員賛成で承認することに決定しました。

次に、議案第40号：愛西市税条例等の一部改正については、今後、ふるさと納税に関して他の市町との競争率が激しくなると考えられるが、どのような対策を考えているのかとの質問に対し、他の市町の記念品を参考にしながら、観光協会の推奨品等も含め、品数と数量確保を検討したいという答弁でした。

採決の結果、議案第40号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号：総務委員会に送付された憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、核兵器のない平和な世界を求める陳情書の中の意見書案2件を審査いただきましたが、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上、総務委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉委員長、報告をお願いいたします。

○文教福祉委員長（大島一郎君）

それでは、文教福祉委員会の結果を報告いたします。

文教福祉委員会は、6月19日午前10時から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に

御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいておりますように、議案第41号：愛西市国民健康保険税条例等の一部改正については、限度額の引き上げ等に伴う増収分と軽減拡大に伴う減収分についてはいかほどかの質問に対し、増収分は約507万円程度で、軽減拡大に伴う減収分は約519万円を見込んでいるとの答弁でした。

また、軽減世帯の全体に占める割合はどれほどで、その割合は今後どのように推移すると考えているのかとの質問に対し、軽減世帯の全体に占める割合は45%程度だが、推移については今後把握していきたいとの答弁でした。

採決の結果、議案第41号は全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第43号：海部地方教育事務協議会規約の変更については、海部地方教育事務協議会と教科用図書採択事務海部地区協議会は性格が違うのか、位置づけが違うのか、なぜ改正する必要があるのかとの質問に対し、市町村の市町部局で管轄していた海部地方教育事務協議会の中の一部の組織として設けられていた教科書用図書採択事務海部地区協議会ですが、市町村教育委員会が採択協議会を設置するように法改正されたためですという答弁でした。

採決の結果、議案第43号は全員賛成で原案どおり可決されました。

次に、議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）については、業務委託交付金についてどういう契約で、どういう業務内容の委託をどことするのかとの質問に対し、通知カードの作成、個人番号カード申請受け付け処理、コールセンター業務などを地方公共団体システム機構に委任しますという答弁でした。

また、市と機構との間で業務スケジュールはどうなっているのかとの質問に対し、10月5日現在の住基登録データをもとにした個人番号及び個人番号カード申請書が、地方公共団体システム機構から各世帯に簡易書留にて郵送され、希望者は写真を添えてカード作成依頼をします。個人番号カードは、平成28年1月以降に市役所にて本人確認の上、配付されますとの答弁でした。

反対討論として、個人番号カードにかかわる支出が含まれているので反対するという意見がありました。

採決の結果、議案第46号は賛成多数で原案どおり可決されました。

以上、文教福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

最後に、経済建設委員長、報告をお願いいたします。

○経済建設委員長（八木 一君）

それでは、経済建設委員会の結果を報告いたします。

経済建設委員会は、6月23日午前10時から開催をし、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました結果、お手元に委員会審査報告書の写しを御配付していただいております。

ますように、議案第42号：愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正については、これまで相続人以外認めていない者を新たに認める者を追加する具体例は何かとの質問に対し、受益者確定後の売買等に伴う変更に対応していなかったので、現実に即したものにすものすという答弁でした。

採決の結果、議案第42号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号：市道路線の廃止については、流通センターができることに伴う道路の廃止及び新設によるつけかえであるが、この話は地元協議も含めて、いつごろから進められてきたのか、また今後のスケジュールはどうなるのかとの質問に対し、道路のつけかえに係る地元同意を1月に、土地開発行為協議申し出を5月に済ませ、8月に農振除外申請予定、11月に農地転用申請、開発許可申請、12月に建築確認申請許可後に、平成28年1月から12月が造成予定すという答弁でありました。

採決の結果、議案第44号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号：市道路線の認定については、質疑はなく、採決の結果、議案第45号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上、経済建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第1号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第3・承認第1号：専決処分事項の承認について（「愛西市税条例等の一部を改正する条例」）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第40号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第4・議案第40号：愛西市税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、議案第40号：愛西市税条例等の一部改正について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、ふるさと納税の拡充、住宅ローン減税の延長、環境対応自動車の軽自動車税の軽減、旧3級品のたばこ税の引き上げ、わがまち特例、マイナンバー制度への対応が主であります。おおむね賛成できる内容ではありますが、マイナンバー制度に対応し、税の申告などで個人番号、法人番号をつける規定には反対します。

マイナンバー制度とは、国民一人一人に12桁の番号を付与し、年金・医療などの社会保障・税・災害対策などで利用することになっていますが、これらに関する個人の情報がマイナンバーによってつながります。さらに今後は、医療、銀行など民間分野への利用拡大も目指されています。年金機構で起きたような大量の情報漏えいの危険や、成り済ましなどの犯罪、被害のおそれもあります。目的の一つである所得の正確な把握も不可能であることも今、明らかになっています。

そうした状況の中で、市の税にかかわる実務でも、確定申告などの際にマイナンバー、いわゆる個人番号の記入がされていない場合の対応など、まだまだ具体化されておらず、今後トラブルの起こる可能性もあります。

以上のような問題から、この議案には反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・■川三津子議員、どうぞ。

○8番（□川三津子君）

議案第40号：愛西市税条例等の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

今回の改正は、マイナンバー制度導入の改正も含まれており、プライバシー保護において大変問題が残っていると思っております。

企業からの税申告や確定申告等に個人ナンバーを付すということですので、マイナンバー制度のシステムそのものだけでなく、企業のセキュリティー対策や扱いも大きな課題となります。しかし、企業においては、従業員の番号が漏れることへの対応や、漏れることでどんな問題が起こるのかの認識がほとんどないのが現実であります。

また、市民にも個人ナンバーへの知識が行き届いていないのも問題です。

確かにこの条例改正は、国の法律改正に伴うものですが、国会でも個人情報漏れが大きな問題となっており、マイナンバー制度そのものの安全性が問われています。こうしたときに、地方議会が先に出て可決すべきかと考えたとき、地方議会こそ市民の安全が確保できるか否かをもって判断すべきと考えますので、反対といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見がある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第40号を採決いたします。

議案第40号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## ◎日程第5・議案第41号（討論・採決）

### ○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第5・議案第41号：愛西市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず賛成討論の発言を許します。

18番・河合克平議員、どうぞ。

### ○18番（河合克平君）

議案第41号：愛西市国民健康保険税条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、課税限度額の見直しと低所得者に対する軽減措置の判定所得の見直しの内容となっております。そういった点では賛成をさせていただきますが、今から申し上げる3点について、要望を申し上げて討論をさせていただきます。

まず1点目については、愛西市国民健康保険運営協議会に提出された資料によると、中間所得者層の被保険者の負担に配慮した国民健康保険税の見直しが可能ということで、課税限度額の見直しとあわせて行うこととしている、そのような説明がされております。その具体化を今後求めるものです。

2点目として、最高限度額になる世帯の所得は1,249万7,000円、国民健康保険税の負担割合は6.7%であります。今回提案のあった2割減額、5割減額の判定所得からすると、2割の人で14%の国民健康保険の負担率、5割の方で13.5%の負担率となっているということが委員会でも明らかになりました。所得に対する国民健康保険税の負担は、高所得者と低所得者とでは低所得者が倍の負担をしている、そういう現状になっております。低所得者の負担の割合を軽減するためにも、市独自の減免を拡充することを求めます。

また、出産すると増税となる国民健康保険税については、18歳までの児童について子育て支援減免を行うことをあわせて求めます。その財源については、法定外繰り入れを増額し行うことを求めます。

3点目には、平成30年度から都道府県化に際して、県から市への負担金が明らかになったときには、すぐにその負担金については明らかにし、被保険者の負担の軽減の方法を検討するこ



とを求めます。

また、財政基盤の強化として、国から支援策がされることになりましたが、その支援策による金額が決定したときには、その金額を明らかにし、法定外繰り入れを減額させることなく、加入者の保険税の負担割合を軽減するための国民健康保険税の見直しに取り組むことを求めまして、賛成討論といたします。以上、よろしく申し上げます。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見がある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第41号を採決いたします。

議案第41号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第42号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第6・議案第42号：愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例及び愛西市下水道事業区域外流入分担金条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第42号を採決いたします。

議案第42号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第43号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第7・議案第43号：海部地方教育事務協議会規約の変更についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第43号を採決いたします。

議案第43号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第44号及び日程第9・議案第45号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第8・議案第44号：市道路線の廃止についてと、日程第9・議案第45号：市道路線の認定についてまでの討論は一括議題といたします。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、採決は個々に行います。

議案第44号を採決いたします。

議案第44号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決決定いたします。

次に、議案第45号を採決いたします。

議案第45号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第46号（討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第10・議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、18番・河合克平議員、どうぞ。

○18番（河合克平君）

議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

今回の補正予算については、臨時福祉給付金、市江児童館屋上防水改修工事、永和小学校の下水道供用のための修繕工事、そして教育学力充実プラン推進事業や地域に学び・語り継ぐキャリア教育推進事業などについては賛成ではございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度にかかわる個人番号カード交付事業については反対をいたします。

年金の情報流出問題、マイナンバーの管理が個人管理となっておる問題、また十分な個人情報保護されていない問題など、市民の不安は払拭されていないのではないのでしょうか。そのような社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は直ちに中止しなければならないと考える次第です。そのための歳出を中止することを求めて、反対の討論といたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、8番・■川三津子議員、どうぞ。

○8番（□川三津子君）

議案第46号：平成27年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

福祉教育関係など、必要な事業が含まれていることは大変理解できます。しかし、議案第40号で反対したとおり、マイナンバー制度導入のための予算が組み込まれています。

1968年に国民総背番号制の導入を目指し、そして1980年にもグリーンカード制度が提案されましたが、反対が多く、実現しませんでした。そして、2002年には住民基本台帳ネットワークシステムの導入と住基カードの発行が始まりましたが、これも反対の声が多く、結果的には十分な利用が進みませんでした。

そして、今度はマイナンバー制度で社会保障・税金・防災に使うと現在は言うておりますが、今後は銀行預金に付与し、個人の預金額の把握、生活保護を受けている人や社会保険料の未納者の経済力調査や税務調査の効率を高めるために使うとも言っております。さらに、医療分野でも乳幼児の予防接種や生活習慣病の健診などの医療情報に付番するとも言っております。今後このように預金や不動産、自動車などにリンクされれば個人資産が丸裸になり、病院カルテなどと結びつけば遺伝的な疾病までも丸裸になります。

私は、本会議でも、文教福祉委員会でも質問をしましたが、自治体同士のシステムにアクセスがされることから機構にお任せの制度ではないのですが、職員の理解や危機感が乏しく、不透明な部分が多いことを感じました。

マイナンバー制度には、個人情報保護に課題があること、そして今後どんな情報をリンクさせていくのか見えていないこと、そして所得の正確な把握は、相変わらず自営業者の収入や経費は正確につかむことはできず、結果として所得が正確に把握されるのはサラリーマンのみという不公平が残ること、以上の点から、マイナンバー制度導入には現時点で問題がありますので、この補正予算には反対といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第46号を採決いたします。

議案第46号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・発議第6号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第11・発議第6号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○15番（鷺野聰明君）

発議第6号：愛西市議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月27日提出、提出者は、愛西市議会議員・鷺野聰明。

賛成者は、愛西市議会議員・近藤武、大島功、大宮■満、大島一郎、杉村義仁、山岡幹雄、堀田清、石崎たか子、八木一、神田康史、大野則男、竹村仁司、高松幸雄でございます。

愛西市議会議長・鬼頭勝治殿。

提案理由といたしまして、この案を提出するのは、行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、愛西市議会議員の定数を改正する必要があるからであります。

はねていただきまして、愛西市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例でございます。

愛西市議会議員の定数を定める条例（平成18年愛西市条例第31号）の一部を次のように改正する。

「20人」を「18人」に改める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、発議第6号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

18番・河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、この定数削減の議案についての質疑をさせていただきます。

まず、提案理由にありました行財政改革及び社会情勢の変化に伴い、必要があるからという提案ですが、より具体的にどのような必要があるのかを明らかにしていただきたいのが、まず

第1点です。

幾つかあります。2点目に、20人から18人へと、18人に定数になったその理由についてお伺いをいたします。

3点目に、市議員が近くにいないで困っているなど、地域の方からの声がありますが、そういう地域の要望の相談窓口として市議員の役割があると考えます。今より減らすことで、より市政に市民の声が届かないのではないかと心配する次第ですが、その件についてお伺いをいたします。

4点目に、議会によるチェック機能が少なくなれば働かなくなるのではないかと考えます。その点について見解をお伺いいたします。

5点目に、議員定数については、広く市民に知らせ、意見を聞くべきではないかと考えますが、その点についても御意見を伺います。

以上、5点について質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

○15番（鷺野聰明君）

今、河合克平議員から5点の質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず行財政改革、あるいは社会情勢の変化とは何ぞやという質問でございます。

今、愛西市の人口も順次減少ぎみという状況の中で、今、愛西市の行政といたしましても、一丸となって行財政改革に取り組んでいただいております。また、そんな中で社会情勢の変化ということでございますが、各市が取り組んでいる議員定数の削減を意味してございます。

それから、20名から18名にした根拠ですが、そもそも議員定数は何名が適正かという根拠はないと考えております。議会としてのチェック機能が果たせるかどうかという視点に立って考えた結果、18名に削減しても十分対応できると判断して提出したものでございます。行政が一丸となって行財政改革に取り組んでいる中で、議会費の縮減に向けてみずからその姿勢を示すことが肝要であるというふうに考えております。

3点目に、住民の意思が反映しにくいのではないかとという質問です。

市民からの要望・意見等について、いかに集約して、それを行政に生かしていくかということも、議員に与えられた仕事の一つであると思います。御存じのように、総代制度の確立とか、市民が審議会、委員会等に参加するようになり、また行政側からの情報は市の広報、ホームページ等で開示されているという点と、市民が直接要求することができる陳情や請願という方法もあり、市民の意思を行政に反映することも十分に可能であると判断します。

特別地方公務員である議員は、日本国憲法15条2項に「全ての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とあるとおり、みずからに投票した人の意見の代弁者であってはならず、愛西市全体への責任を持つべき存在であり、人数を減らしたことによって多様な意見が反映されたり、されなかったりするとすれば、それは愛西市議会議員が憲法15条に沿った活動をしていないということになり、それは問題があると思います。そもそも多様な意見の反映は、地方自治法に議員の職責として規定されているものではない。それを要求するならば、それは市民参加と協働の推進によって進められるべきである。

4点目でございます。議会の監視機能といいますか、低下するのではないかというような質問だったと思います。

ある程度人数がそろっていないと、行政の細かい部分まで目が行き届かないという議論もあります。議会は行政の監視機関とよく言われますが、それは議会の持つ数、ある機能のうちの一つにすぎません。行政を監視するために多くの議員が必要というのであれば、市民オンブズマン制度を取り入れることで十分補完されると思います。

住民に広く意見を聞くべきではないかということでございます。

現在20人の議員がいるわけでございますが、それぞれ日常から市民の声を幅広く聞いてみえるかと思います。そんな中で、愛西市議会議員もみずからを厳しくしていくということについては、市民の相当数、多くの賛同が得られるのではないかなということの上程をさせていただいております。以上です。

○18番（河合克平君）

では、再質問させていただきます。

議員の定数を減らすということでの理由について、チェック機能の問題ですとか、声を届けるといふ問題については、ほかの方法があるということでお話もありましたが、突き詰めて考えていくのであれば、議員が不要ではないかな、また1人でいいのではないかなというような、そういう極端なものにつながっていくのではないかというふうに考えるわけですが、不要論になるのではないかという点についてお伺いいたします。

また、議員の定数が減れば減るほど、不要論とあわせて少数意見や多様な意見が市政に反映しなくなるのではないのでしょうか。民主主義の根幹というのは、少数意見に耳を傾けることだというふうに考える次第です。市民に身近な市政の議会が、市民から一層の距離ができてしまうことについてどのようにお考えなんでしょうか、御意見をお伺いいたします。

また、多くの市民の意見を聞くということで、聞かなくても同意は得られるのではないかというような発言でしたが、次回の選挙まで時間がまだあります。そういった点では、説明会やパブリックコメントを行うことなど、市民のより多くの方々の御意見を伺い、検討するべきではないかと思いますが、そのことについてもあわせてお考えをお伺いします。

以上、3点お願いします。

○15番（鷺野聰明君）

河合議員の再質問にお答えします。

議員が不要、あるいは1人でもいいのではないかなということについては、全くそのようには思っておりません。行政と議会は車の両輪のごとく、お互いに牽制し合い、いいまちづくりに取り組んでいくということが基本でございますので、そういったことには当たらないというふうに感じております。

また、少数意見が通らないというような質問でございます。

現在も、共産党さん初め各党、あるいは各個人的な優秀な方が多い状況の中で少数意見が通らないということは、少なくともあり得ないというように感じております。

また、市民への幅広い説明会をやったらどうかということですが、先ほども申し上げましたように結果は明らかでございまして、市民も議会に対する厳しい目をしております。愛西市としても、これから地方交付税も大幅にカットされ、あるいは新庁舎も新しくなり、また人口も順次減少していくという中で、我々自身が決断を下すことではないかなということ、しっかり議員定数を削減された暁には、市民へも説明をすることは必要であるかと思えます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

19番・真野和久議員、どうぞ。

○19番（真野和久君）

それでは、私のほうからさらに質問をしたいと思います。

今、鷲野議員のほうからお話がありましたが、1つは、議会は市との両輪であって必要だという話がありましたが、やはり具体的に市議会議員の役割ということはこうしたものがあるんだということで、必要な部分ということをしかりとまず示していただきたいというのが1点であります。

それから、もう1つ説明会等の問題がありますが、愛西市は自治基本条例を制定いたしました。第8条の2項の中で、市議会は、次に掲げることが基本として運営されなければなりませんということで、市議会の審議その他の活動について、常に市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努める。また、2つ目として、市民の説明責任を果たし、市民との信頼関係を高めていくことに努める。3つ目として、広く市民の意見を聞き、その意見を市議会の運営及び前項の機能を発揮していくことに努めるというようなこともあります。やはりそうしたこの自治基本条例の趣旨にも従って、この問題もやっていかなければならないのではないかというふうに思います。

というのも、議員の定数削減というのは、これまでも行われてきました。合併当初30から順次、これで3回目、定数20まで削減がされてきたわけですが、実際には、その中で市議会の選挙での投票率を見ても、最初は72.48%、それから次に65.65%、それから去年は57.10%という形で投票率がどんどん下がっている現状にあります。これは、市民の中でも身近な議員がいなくなって、その中で議会への関心が下がっているのではないかというふうに危惧するところでもあります。だからこそ、そうした中で議会がしっかりと活動していく、また議員が活動していくことが求められているわけで、いたずらに今回のようにこういう形で削減をすることにはやはり問題があるのではないかというふうに思います。

そして、この間の議員削減の中でも、市民からの議員定数、議員を減らせという声はなかなかなくなる。その一番の問題は、市民の理解のないままに定数を削減したとしても、いつまでもたっても市民の納得は得られないのではないかということでもあります。そうしたことでいえば、市民の意見を聞きながら、しっかりと時間をかけて進めるべきではないでしょうか。

定数削減、定数の問題だけではなくて、議員の歳費や議会のあり方、また議員の活動の中身などについて、市民と一緒に時間をかけて協議をしていくことこそが今は大事だというふうに思われますが、そうした点も含めて、これは提案者の鷺野議員だけではなくて、賛同者の議員の方々にもお尋ねをしたいところはありますが、定数18人に削減する中で、そうしたさまざまな議員の機能、あるいは議会の機能が低下しないのか。市民の声が届かなくなるのではないだろうか。それから、今後さらに定数削減をするようなことになるような事態は起こらないのか。さらには、先ほど申しましたが、投票率もどんどん下がっていく中で、本来こうした定数問題などは市民と一緒に議会のあり方なども含めて議論をすべきではないかと。そうした必要性について、ぜひとも回答をお願いしたいと思います。

○15番（鷺野聡明君）

真野議員の質問に対してお答えします。

議会議員の役割というと、大変重い内容でございます。行政側から提案された各種条例、あるいは議案等をチェックしながら議決する。逆に議員側から条例の制定等々、いろんな行政側と議会といい意味でキャッチボールができる関係を築いていく、あるいは牽制できる緊張感のある関係を保っていくということが必要であるというふうに自負しております。

開かれた議会、市民の声を広く聞くべきではないかということ、それはそれで理屈としては合っているのではないかなというふうに思います。

これまで合併当初58人から30人、24人、20人、そして今回の18人ということで、議会議員にとって厳しい条件になっているわけですが、そんな中で投票率も段階的に減っているという状況の中は、ただ立候補される方が減っているから投票率も減っているということばかりではないかと思えます。やはり今の全国的な流れ等もございまして、さらに議会、あるいは行政側も、投票率をさらに上げる努力も必要ではないかなというふうに思います。議員もしつかり本来の与えられた職務をやっていくべきだということについては、全くそのとおりであるかと思えます。

また、あり方としては、1年数カ月前から鬼頭議長にかわりまして、いろんな形で議会改革等も進めております。また、全協、その他の場でも各議員からの意見も活発にさせていただいていると思えますので、さらにこれから18人になっても市民に寄り添った開かれた議会になるべきだし、なるかというふうに思っております。以上です。

○19番（真野和久君）

今、申し上げましたが、賛同者の皆さんのぜひ御意見を伺いたいので、よろしくお願ひします。

○議長（鬼頭勝治君）

これは、提出者の中に全員の賛成者の名前が明記してありますので、お考えは一緒だというふうに理解を私にしております。

それでは、他に質問のある方。

[挙手する者あり]

8番・■川三津子議員。

○8番（□川三津子君）

では、順次質問させていただきます。

私、議会事務局のほうに確認させていただいて、賛同者にも答弁を求めることができるということを確認させていただいておりますので、いろんな方に御意見をお伺いしたいと思います。

まず、提出者である鷺野議員に御質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどから、チェック機能はオンブズマンの仕組みがあるから、そちらの制度をつくれればよいと。

今回の18名の定数についても、20名である必要も根拠がない。18名も根拠がないということですが、前回、私も議会活性化協議会の副座長をさせていただいて、協議会ができた理由は、前回、議員定数を削減するに当たって、議員定数削減の市民からの要望は限りなくこれから来るだろう。それをやはり食いとめるためには、議会改革をきちんとしていかなければならないということで、この活性化協議会が設立されたわけです。その中で、また議員定数の削減が活性化協議会で議論されているんですが、前回20名にするときには、20名にするに当たっての根拠を明確にすべきだということで議論がされました。その中で、委員会を3つから減らすことは無理だろう、そしてきちんとした議論が成立するには何人必要なのか、そんなところまで議論がされて20名というところに落ちついた。そういった現実がございます。

今のお話ですと、今回18名については根拠がない。20名も根拠がないでしょうとおっしゃっているわけですが、これから議会の機能を果たす上で、何人までだったら議会としての機能が果たせるとお考えなのか。

私は、3月議会に相当の議案が出てきて、大変苦勞に苦勞の3月議会でした。そうした中で、いろんな今、格差社会ができてきている中で、いろんな方の御意見を反映して判断していくことの大変さを、この3月議会に身をもって体験しております。その中で、鷺野議員は何人までだったらオーケーだとお考えになるか。十分皆さん議論されたと思います。私は、活性化協議会のほう、議員でありながら議会改革の協議会が傍聴できない立場ですので、中身については石崎議員から議事録をいただいているにとどまっております。そうしたところで18名に落ちついた議論、どのような議論がされたのか、お伺いをしたいと思います。

それから、次にお伺いをしたいと思います。

先ほどから、少数の意見を拾うのは当然だということをおっしゃいました。じゃあ、1人でどれだけの意見が拾えるのか、私は大変疑問を持っております。私も子育て、教育、福祉のところを重点的に動いておりますが、本当に個々に困っている方々の声を議決に反映するにはいろんな立ち位置の方が議会であり、そこで採決にかかわることが多様な意見を拾うことだと思っております。そこでお伺いしたいのは、多様な意見とは一体どういったものをお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

そして、次にお伺いをしたいことは、ちょっと個々の議員の方にお伺いをしたいと思います。

私は議長から言われて、活性化協議会に対してこの議員定数削減について、そして政務活動費についての意見を出せということで文書で出させていただきました。その中で私は、議員

定数を削減するくらいならば、議員報酬を減らしてでも多様なニーズを拾うために議員報酬を減らして、今の議員定数を維持すべきだという意味で文書を書かせていただきました。

まず私は、杉村議員にお聞きをしたいと思います。

まだ議員になってしばらくでございますが、議員の仕事はどんな仕事か議員の仕事なのか、重要なものから何点か上げていただきたいと思います。その中で、お仕事もお持ちだと思いますけれども、大体議員の仕事と御自分のお仕事もおありだと思いますが、大体どれぐらいの比率でお時間を利用されているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、石崎議員のほうからいろいろ議事録をいただきました。近藤議員にもお伺いしたいと思います。

若い立場で、今の報酬を減らされると大変なんだという御意見を述べられたと聞いております。私は、杉村議員と同じようにどんな仕事か今議員として大切な仕事なのか、具体的にどんな議員としての活動をされているのか、ひょっとして総代さんのかわりをしちゃっていないでしょうか。そんなことも含めて議員の仕事はこういった仕事だと、そういった仕事についてお伺いしたいのと、同じようにお仕事をされているんですかね、ほかにもね。そういったお仕事と議員の仕事との時間的配分についてお伺いをしたいと思います。

そしてもう1点、議員の報酬について、今、職員の方も一生懸命1日8時間働きながらお給料をいただいているわけです。今の議員としての仕事時間、内容からして、一般職員の平均ぐらいの給与が私たちの報酬として妥当なのか。課長ぐらいなのか、部長ぐらいなのか、副市長ぐらいなのか、市長ぐらいなのか、そのどれぐらいなら自分の報酬として妥当なのか、私お聞きしたいと思います。

それで、私は議員報酬を削減してでも今の定数を維持すべきという考えを持っていて、皆さんにもそれを提示したはずですので、私の意見に対して何らかの御意見はお持ちだと思いますので、その辺を明らかにしていただきたいと思います。

それから、大島一郎議員にお聞きをしたいと思います。

活性化協議会の中で、市民からは定数ではなく、報酬を減らせと言われているというお話を伺いました。私も、正直そうなんだろうと思います。税金をたくさん議員に払うことへの不満のほうが、定数に対してよりも不満が私は大きいとっております。しかし、大島議員は今回の定数削減に賛成をいらっしゃいますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

そして、あと農業もされていると思いますので、議員の仕事、農業との時間的配分、そして多様な意見も拾っていらっしゃるとは思いますが、主にどんな立場の方の御意見を拾っていらっしゃるのか、どんな方々の代弁者的な役割を果たしていらっしゃるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、竹村議員にもお聞きをしたいと思います。

お子様がお見えで生活が大変だということの御意見も聞いておりますが、今は監査委員もされているので、議員としての仕事なのか、監査委員としての仕事なのか、その辺なかなか区別が付きにくいところもあると思いますが、議員活動に1日のうちどれぐらい費やされているの

か、お伺いをしたいと思います。

それだけお聞きしたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

ちょっと待ってください。

今、■川議員の質疑がございましたけれども、この発議で出ておりますのは、定数20を18にするということございまして、各個人に仕事の云々とかということが出ておりますので、このあれにはそぐわないと思っております。それには、答弁は必要なしと私は思っております。

それで、今の■川議員から質問があった部分で、提出者の鷺野さんの答える部分の答弁をお願いします。

○15番（鷺野聡明君）

それではお答えします。

先ほどオンブズマンに任せてもというような話でございました。代表的なものがオンブズマン制度もあるということで、より身近でいうならば、愛西市の監査委員さん等が一番より近く行政の監査という立場でございます。そういった制度も、いろんな制度も利用していくということも大切ですし、現に全国のオンブズマンも活躍しておっていただいておりますので、これについては尊重すべきではないかなというふうに私自身は考えております。

また、活性化協議会の中でいろんな議論が活発にされました。その中で、■川議員が言われたように、歳費がどうかとか、先回の議員定数削減のときの話とか、いろんなことも話をされました。その中で、最終的に活性化協議会としては、今回の20から18にするということを結論づけたわけでございます。

その中で、何人が最適化というような質問かと思えます。これは、個人的な意見かもしれませんが、今3つの常任委員会がございまして、7人とかありますけれども、1つの常任委員会で6人。今、建設委員会が6人で、あと2つ常任委員会は7人というようなことございまして、6人が3つの常任委員会で18人が現状で最適ではないかなというように感じております。

また、多様な意見とは何ぞやということで、これは非常に難しいわけでございます。簡単に言うならば、考え方の違う意見というふうに理解をしております。

私からは、以上で答弁とさせていただきます。

○8番（□川三津子君）

1回目の質問で個人的ではない部分もございましたので、その部分については答弁を求めたいと思います。

○議長（鬼頭勝治君）

私は必要なしと考えておりますので、次に、他に質疑はございませんか。

〔「議長、まだ1回目の質問しかしておりませんので」の声あり〕

○8番（□川三津子君）

きちっと議事を進めてください。

○議長（鬼頭勝治君）

先ほど私が申し上げましたように、定数を20から18にする発議がございます。これを個々に今自分が仕事をしている部分が、じゃあ何時間仕事をやっているのかと、そういう部分でお聞きをされておりますので、私としては、それはこの発議にはそぐわないと思っております。

○8番（□川三津子君）

議長、質問ではなく、議長の今の進め方について動議ということでお話をさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

済みません。今あなたの言っておるのは、これにはそぐわない。

○8番（□川三津子君）

じゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど私は、議員定数削減も一つの方法でしょうと。それから、もう1つは議員報酬を減らして、議会費を減らすのも一つの方法でしょうという提案を以前からさせていただいているので、十分その意見は審議いただいた、考えていただいたろうということでお聞きをいたしました。

その中で、お聞きを再度させていただきたいのは、私は議員としての大切な仕事は何だと考えますかというところの質問をさせていただいております。先ほどから、議会のチェックはオンブズマンでもいいとかいろんな話がある中で、この提案者の方々は議員としての仕事の重要性をどういうところに立ち位置をお持ちなのか、そういったところでお伺いをしておりますので、その点については1回目の質問でさせていただいているので、答弁をいただかなければ。

先ほどから、議員の役割というのも河合議員とか真野議員から質問がされております。その中で提案者の方々もどうお考えなのか、お聞きをしたい。個々の提案者に聞くということは、議会事務局に確認をしてオーケーがされておりますので、きょう準備をさせていただきましたので、答弁はいただきたいと思っております。

もしかして議長が提案者への質問はできないんだというのであれば、その理由についてお伺いをしないといけないんですが、まずは1回目の質問の答弁はいただきたいと思っております。

○議長（鬼頭勝治君）

何度も申しましたように、この発議で出ておりますのは定数20から18ということですので、私の判断としては、個々に■川三津子議員が言われておるのは必要なしと思っております。

それで、再質問で15番・鷺野聡明議員に答弁をお願いいたします。

○15番（鷺野聡明君）

それでは、いろんな質問がありますけれども、多分今の20人が全て同じ考え方にはならないかと思っております。議員の役割というのは、それぞれ価値観やいろんな意味で多少違うかもしれませんが、ほぼ20人の方は十分理解されているかと思っております。

そんなことで、我々もこういった機会にさらに議員としての重要性といいますか、役割といいますか、見直すいいチャンスであるかなあというふうに思っておりますので、いろんな制度もありますよというチェック機関を言ってしまいましたけれども、その中の一つのオンブズマンも大き

く取り上げられておりますけれども、いろんな制度がありますよと。だから、そんなところで議会、あるいは監査委員等も行政に対して最も近いスタンスにあるわけですが、それぞれ与えられた役割を十分果たしていくように努力していくことは必要かと思えます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて質疑を終結いたします。

発議第6号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、発議第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、発議第6号について討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

18番・河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、議員定数削減についての本条例改正について、反対の立場で討論いたします。

議員定数については、今質疑の中でも18がいいのか、20がいいのかということについては明確な回答になかったということをおもっております。

しかしながら、市民に身近な市政に対して市民の声を届けて、市政をチェックするためにどんどん減らしていったら、少数意見や多様な意見を抹殺してくことになるのではないのでしょうか。

また、議員みずからが議員の存在を否定するような、そういう定数削減については再考を求めたい、そのように思っております。

議員は、その存在を否定するというのではなくて、より一層市民の幸せを願って市政について調査し、検証する中、市政運営にかかわっていくということが今ほど求められているのではないかと考える次第です。よって、定数削減については、私は反対をいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

19番・真野和久議員。

○19番（真野和久君）

それでは、発議第6号について反対討論を行います。

議員は、市民全体の代表者であると同時に、その考え方、活動地域や領域、専門性などでさまざまな市民の声を議会、市政に届けることができますし、また議会としてさまざまな角度から市政の監視や市政への提案ができるものであります。そのためには、できるだけ多くの議員がいることが望ましいと考えます。

愛西市は、合併前の旧4町村定数58から30、24、20と定数を削減してきました。市議選の投票率は72.48%、65.65%、57.10%と下がってきていることから、削減によって身近なところに議員がいなくなり、市民の議員、議会への関心が薄くなっているのではないのでしょうか。市民からは、議員が多いから減らすべきという声が出るのは、議員や議会の活動が市民の期待に応えられていない。また、議会の活動に見合う議会や議員の活動が市民に十分に伝わっていないことのあらわれではないのでしょうか。市民の理解がないままにこのまま定数を削減しては、いつまでたっても市民の納得はないと思います。議員定数はそれだけの議論ではなく、議会のあり方や議員活動のあり方、歳費などを含め、市民の意見を聞きながら時間をかけて進めるべきだというふうに考えます。

先ほども申し上げましたが、自治基本条例の第8条の2項では、市議会の審議その他の活動について、常に市民との情報の共有を図り、開かれた議会運営に努める。市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を高める。広く市民の意見を聞き、その意見を市議会の運営や前項の機能を発揮していくことに努めるというふうに書かれています。当然、この条例に従って、市民の意見を聞きながら時間をかけて検討していくものではないのでしょうか。

今、全国的にもさまざまな議会で、合併等の影響もあり、議員定数の削減がやられる中で議論がされているのは、そうした中でも一部の議会の中では、こうした市民への説明会などを開きながら、時間をかけて進められているところが今ふえています。愛西市においても、そのように進めていくことが必要ではないのでしょうか。

市民の声をしっかり届けていく、また議員が議会を通じて市政を監視していくための議員定数として、やはり20は必要であると私は考えますし、これ以上の削減は必要なく、今回のように議員だけで性急に進めることにも問題があると考え、反対をいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔挙手する者あり〕

8番・■川三津子議員。

○8番（□川三津子君）

先ほどからチェック機能とオンブズマン制度、それから監査委員等でチェックしていけばいいというような御意見もありました。

私は、やはり多様な立場の意見を拾いながら税金をどう使っていくのか。予算執行の上でのチェック機能というのが大きな議員の仕事であろうと私は思っております。あれだけの莫大な予算、税金の使い方等に、議員を減らすことによってさまざまな立場の声が届かなくなるということが最大の問題であるというふうに、先ほどの答弁から思いました。

私は前回、先ほど申し上げましたように、活性化協議会の中で副座長を務めさせていただきました。その中で精いっぱい活動し、さまざまな改革にも取り組んできたつもりでございます。そして、この定数削減については、これ以上削減の声が上がらないよう、議員として、議会として頑張っていこうということで、この会議が進められたというふうに私は思っております。そうした中で、また議員みずからが、こういった議員定数の削減というところで、議会改革の名のもとにこういった方策を出してくることは、大変私は納得がいかないことであり、議員定数削減が議員として身を切る改革とは、私には到底思えません。議会経費削減がどうしても必要であれば、統合庁舎建設時に議会関係の経費削減に努力し、旧庁舎の今までの議場を使うべきだったでしょう。こちらに移動してしまったから削減が必要だというのは、私は納得がいかないところであります。

格差社会が加速している中、市民の暮らしもさまざまであり、生活が成り立たない問題、子供の貧困の問題、本当に課題が多様化しています。そうした中で、こうした多様化した課題を少ない議員で拾い切れるのか、そしてそれが予算に反映されるのか、それが大きな問題であるというふうに私は思っております。ですから、さまざまな生活をする人、さまざまな活動をする人、いろんな立場の人が議会に出てくることが望ましいと私は考えています。定数を減らせば、大きな組織の支援を受けた議員がふえ、声も出せない生活に困っている少数派の弱者の意見は市政に反映されにくくなります。議会にも格差社会の縮図ができると私は思っています。よって、私は、どうしても定数を減らさなければならないのであれば報酬の削減をすべきということで、皆さんに今の議員としての活動状況を確認したかったのです。

私は、仕事を持ちながら議員ができる、そういった議会になるのも一つの方法だと思います。いろんな式典の来賓での出席等を御遠慮するとか、いろんな方法を模索しながら、そういった報酬削減で議会をよりよいものにしていくというのも一つの方法であると考えておりますので、今回の議員定数削減には反対といたします。

○議長（鬼頭勝治君）

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

3番・近藤武議員。

○3番（近藤 武君）

議員定数について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

議会の大きな役割は、行政チェックをすることや、政策を条例に落とし込み、提案することであると思います。地方分権が加速し、地方創生が叫ばれる中、議会の役割はその重要性を増してきていると思います。そのような状況の中、その役割を十分に発揮するためには、何名の議員とすることが望ましいことであるのかという議論が必要であると思います。

議会改革という、議員定数削減であるかのような議論が行われがちではありますが、議会改革とは、議員及び議会の質を高め、住民の立場で十二分な議論を尽くし、住民への情報発信に努め、理解を得ながら行政と対峙していく議会へと進化することであると思っております。

議会の議論は、18名だから議論が深まらないということではなく、18名でも議員の質によって議論が深まっていくのではないかと考えております。本当に必要なことは議員の質を高めることであり、そのためには議員定数を削減し、選挙という議会への入り口のハードルを高くすることが有効に働くと思います。

私は、この議員定数の削減の条例が原案のとおり決することを期するものであることを改めて申し上げて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございますか。

[挙手する者あり]

7番・石崎たか子議員。

○7番（石崎たか子君）

議員定数18名に削減を、賛成の立場で討論いたします。

今や、議員定数の削減を求める国民世論の高まりが、最近特に目立ってきております。そこで各地方議会は、法定議員数の削減に踏み切るところが多くなってまいりました。もともと日本の地方議会は、議員数も、報酬も、他の国に比べて高水準にあって、これに対する批判がありました。行財政改革を求めるその住民批判がより高まってきたことや、周辺自治体の動向をにらんで横並びを考慮してまいったわけでございます。

臨時行政調査会は、議員の法定数の見直しを求めて、地方議会の議員定数については現在、かなりの地方公共団体がその自主的判断によって減数条例を制定し、議員定数を減少させており、なお一層の簡素化を図るべきであるとして答申で示されました。

国・県・市の財政危機の中で予算編成もゼロシーリングを続けられてきたところもあり、今後もっと厳しくなっていくことを思えば、地方議会も行政改革の痛みを分かち合うべきだと思います。

前回の20名に削減するときから、私は18名をと申してまいりました。議員として、住民の方に認めていただけるような働きをすればよいことだと思います。受け持つ範囲以外が広くなれば、それだけ大きな働きをしていけばよいと思い、私は今後も時間がある限り、市民・住民の御意見や負託に応え、真剣に取り組んでまいります。よって、私は議員定数18名に賛成をいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございますか。

[挙手する者あり]

5番・竹村仁司議員。

○5番（竹村仁司君）

賛成の立場から意見を述べます。

現在、全国で叫ばれているのが地方議員の議員力アップです。地方分権が加速する中、自治体における議員の役割はますます重要になってきます。

市議会議員の定数削減は、議会の力を弱めるものではなく、むしろ議員一人一人の役割を明確にし、目標を持って議員活動に臨める体制をつくるものです。会派・党派の枠を乗り越え、議員間協議を活発にし、市民にわかりやすい議会活動に取り組むためのものです。

目前には、市と市民との協働のまちづくりが待ったなしで迫っております。市民の代表である市議会議員としての襟を正し、選挙における市民の負託の重みを増すことが必要です。市民との協働参画に責任を持ち、議員一人一人の行動が明確となるものと確信し、賛成といたします。

[挙手する者あり]

○議長（鬼頭勝治君）

1番・大野則男議員。

○1番（大野則男君）

それでは、賛成討論をさせていただきます。

私も5年間議員活動をさせていただいた中で、感じることをもって賛成討論をさせていただきますが、今の地方自治は、住民が直接選挙で市長と議員を個々に選ぶ二元代表制であり、両者の緊張関係、チェックアンドバランスの機能が住民の総意により近いという考えで、地域政党の意義は地域の多様な民意を地方政治に反映させることにある。市長にフリーハンドを与えることではなく、市長と議会と対話を求め、二元代表制が機能することを市民は求めているし、特定の地域や党や団体を代表した議員が議会を占めれば、多様な民意が反映されなくなるおそれは住民自身が断ち切る必要だと思えます。

志を持った若い世代が立候補できるよう、仕組みづくりをする必要があるとも思います。人が少ないからとかいろいろ議論はありますが、減らすことで市民と議会の距離が離れることはなく、おのおのの役割と責任を持ち、総合的観点に立ち、いろいろな角度での判断で1つだけ見ていただきますと、報酬1人当たり628万8,000円、議員共済会負担金、議員1人当たり307万600円、放送委託料、年額136万1,000円、議会人1人が抱えているこんな事情も含め、今回、削減での判断をさせていただき、また議会活性化でも、協議会でも御提案をさせていただき、慎重審議、御協議をいただいて、全員協議会にも上げさせていただき、その中で個々の考え方の判断となったので、私としても賛成とさせていただきます。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他に賛成討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、発議第6号を採決いたします。

発議第6号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、発議第6号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・意見書案第2号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（鬼頭勝治君）

次に、日程第12・意見書案第2号：国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○19番（真野和久君）

それでは、意見書案第2号：国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書について。

このことについて、愛西市議会議員会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出をいたします。

平成27年6月26日提出です。提出者は、私、真野和久。

賛成者は、河合克平議員、加藤敏彦議員、■川三津子議員の各議員です。

提案理由としては、1枚めくっていただきますと、意見書案を示しておりますが、中身としては、今国会で議論をされております平和安全法制に関して、集団的自衛権の行使容認等のさまざまな問題がある中で、解釈改憲などではなくて、やはり変えるのであれば憲法改正も含めた国民議論を喚起して国民投票などで決する。国民のありようは国民に委ねるべき。そして、国民に対しては、国民的同意のないままに安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書であります。

愛西市としても、ぜひともこの意見書を上げて、国に対して考えを示していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

○議長（鬼頭勝治君）

次に、意見書案第2号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

5番・竹村仁司議員。

○5番（竹村仁司君）

今回、提出された意見書の文面では、「昨年7月、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、平時から有事まであらゆる事態に対応するため」とありますが、あらゆる事態という表現を含め、極めて独断的で誤解を招きます。

昨年7月の閣議決定では、政府の定める自衛の措置の新3要件として、あらゆる事態とならないように限定されています。この新3要件を御存じかどうか。御存じであれば、あらゆる事態に当てはまる箇所をお伺いします。

○19番（真野和久君）

この提案者に関しては、私以外にも■川議員も賛同されておりますので、意見の違いはまた、その中で述べていただければというふうに思います。

新3要件に関してであります、これに関しては存じております。意見書案の中で、平時から有事まであらゆる事態に対応すると。確かにそのものの表現として使っているかどうかはともかくとして、安倍首相は切れ目のない対応を行うということによっておりますので、その点は何ら問題はないのではないのでしょうか。

それと、新3要件に該当する事例ですよ。逆に質問をしたいところでありますが、国会の中でも我が党を含めて、こうした事態に当たるこれまでの事態はないのかということや国会の中でも答弁をしながら、残念ながら内閣側から具体的な事例が示されないというような状況になっていまして、その点については逆に聞きたいぐらいであります、その辺についてというようなことで答えをしたいと思っております。

#### ○5番（竹村仁司君）

今、新要件のことにしてお話何か余り不明確なことを言われておりましたけれども、新要件に関しては、我が国に対する武力攻撃が発生し、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が覆されるような明白な危険がある場合ということで限定をしておりますので、そのときの必要最小限の実力行使をするというものでありますので、あらゆる事態という全てのようことは言われておりませんので、お答えをさせていただきます。

次にもう1点、意見書の文面の中で質問があるのですが、「これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制を180度変えようとする」とありますが、これまで歴代政府が踏襲してきた安全保障体制についてお伺いします。

#### ○19番（真野和久君）

これまで政府が言われてきたことというのは、基本的に自衛隊は防衛力であって、日本の安全を日本が武力攻撃を受けた場合に対処をする。また、日米安全保障条約に基づいても日本周辺において、日本の危険、日本が攻撃、またはそれに基づく活動をしていたアメリカ軍が攻撃をされた場合に日本の自衛隊が出動をする。これが日本のこれまでの基本的な考え方ではなかったでしょうか。

ところが、今回はそうした地理的条件を外してしまうということが、安倍内閣首相みずからも申し上げているとおり、今回の3要件にもかかわることではあります、そういう形でやって、なおかついわゆる中東地域における被害想定も含めて、そうしたことでの活動、また米軍やあるいは多国籍軍に対して戦地での後方支援も含めてやるなどということは、これまで日本の歴代政府の中ではやれないと言ってきたことをやられていることになっているのではないかということや、明らかに180度変えようとしているということではないかというふうに思います。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

〔「議長」の声あり〕

1 番・大野則男議員。

○1 番（大野則男君）

それでは、ちょっと全体の話にはなると思うんですが、我々日本が戦後70年、平和でいられた。これをどう考えておられるのか、どう思われるのか、そこら辺が思うところがあれば教えてください。

○19 番（真野和久君）

そういう質問に関しては、極めて個人的な考えになってしまいますが、戦後70年の中で日本が平和を維持できた一番基本的なことは、やはり第2次世界大戦において、日本が降伏し、日本が再出発をするという中で、今の現憲法に基づいて日本は武力行使をしない、軍隊を持たない、基本的にね。それで、なおかつ平和外交を進めながら国際平和に貢献をしていく、そういうことを宣言して、それに基づいてやってきたことがやはり一番のポイントではないかと思えます。当然、これまでの冷戦構造の問題もありますが、やはり日本の独自の問題としては、そうした国際社会における信頼が今の日本のありようを決めているのではないかというふうに考えます。

○1 番（大野則男君）

本来、今の安保法案、これは基本的に日本だけの観点の中で安保があるわけでも何でもなしのような僕は気がいたします。そんな形で今、政府は安保関連法案の改正を何のためにするのかということをご提案者の方々は思っておられるのか、質問したいと思います。

○19 番（真野和久君）

それは、今回の法律案に基づいて考えていただければいいとは思いますが、ただ国会討論の中でもさまざまな、あるいはそれ内外の中での安倍内閣首相の発言等を考えても、基本的に日本が国際社会の中で、貢献をしていく上で、安倍首相は普通の国になるという話をされております。その普通の国になるという真意のところというのは、今回の集団的自衛権の一部行使にもなるように、日本がアメリカや多国籍軍などと紛争に対して積極的に参加をしていけるような法律をつくっていくということが基本的な考えではないでしょうか。これは、昨年7月の閣議決定の中で、憲法下でそれが許されるというふうに言われてきた、そのことにあるのではないかというふうに思います。

ただ、これは私の個人的な意見だけではなくて、国会の憲法調査会での参考人の3人の方が今回の法案を憲法違反だというふうに言われました。また、ほとんどの憲法学者の皆さんも、今回の法案に関しては憲法違反と言われています。

これは、単に字面の問題とか政治的な問題ではなくて、憲法解釈上は、日本は一般的に国際社会で認められている集団的自衛権、個別的自衛権について、基本的に持っているというふうにしたとしても、憲法9条のもとでは集団的自衛権は行使できないと。これが多くの方の基本的な考え方ですので、そうしたことに基づいて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

意見書案第2号につきましては、本日が本定例会の最終日でございますので、会議規則第36条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、意見書案第2号について討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

12番・杉村義仁議員。

○12番（杉村義仁君）

国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書について、反対討論をさせていただきます。

日本を取り巻く世界情勢が大変変化する中、我が国の平和と安全を維持するために、アメリカとのより緊密な日米同盟体制を確立し、抑止力を強化することは必要だと思います。

国連憲章には、どの独立国も個別的自衛権と集団的自衛権を持つことが明記されております。現在、我が国では、集団的自衛権の極めて限定的な範囲での行使容認について、慎重かつ丁寧に審議が進められております。

この意見書の内容は、国民的な合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求めるものであります。慎重審議を求める意見書であるならば理解できますが、このような意見書では同意することはできません。

以上をもちまして反対討論とさせていただきます。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございますか。

[挙手する者あり]

10番・八木一議員。

○10番（八木一君）

この意見書案に対する反対討論を述べさせていただきます。

何も法改正をすることによって、日本を戦争のできる国に変えようということではない。日本の安全は、日本自身が守る。自分の国を守らなければいけないときに、憲法が足かせになってはいけないと思います。安保法案に反対する方々は、今の状況下の脅威に対する安保体制を何とも思わないのか。また、脅威を理解できないのか。私は一刻も早く国防をしっかりすべきだと感じている次第であります。

安保法案で最も重要なのは、日本の国家主権を守れるのかということで、憲法学者が自分の学問の論理に照らしての学者としての論理を展開することや、一部の野党は戦争法案と的外れな批判で審議拒否の姿勢で、中身についてもまともに議論がなされず、主張は自由であります。まず日本の国土を守れるのか、日本の国土や領海で日本人の安全が確保できるのか、在外邦人の安全を確保できるのかなどが論点となるべきだと思いますし、現在の世界情勢は法改正を行わなければ、日本の安全を維持できない状況に複雑に変化もしております。

会期も今までにない延長もし、議論し、丁寧に説明をすると決まり、多くの国民にも理解が得られるよう望み、的外れな意見書には到底賛成できません。

以上の理由で反対討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他にございますか。

[挙手する者あり]

5番・竹村仁司議員。

**○5番（竹村仁司君）**

今回の意見書の提出について、反対の立場から討論をいたします。

政府の憲法第9条の解釈は、長年にわたる国会との議論の中で形成をされてきました。その中で一番の根幹になっているのが、1972年、昭和47年の政府見解です。

すなわち自衛の措置は、あくまでも外国の武力攻撃によって、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫、不正の事態に対処し、国民のこれらの権利を守るためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであり、そのための必要最小限度の武力行使は許されるという考え方です。これが歴代政府の踏襲してきた安全保障体制の根幹です。この考えに立ち、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、国民・市民の皆さんを守るためには自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのかを突き詰めて議論した結果が昨年7月の閣議決定であります。

この閣議決定は、憲法第9条のもとで許される自衛の措置の限界を示したものであり、他国防衛のための集団的自衛権の行使を認めるものではありません。現在、国会で議論されている安全保障法制は、昨年7月の閣議決定に基づく法の整備です。

したがって、この意見書の内容は、あたかも他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めたように誤解をされるので反対をいたします。

なお、憲法第43条に定める全国民を代表する選挙で選ばれた議員で組織された衆参両議院において合意が得られるよう、充実した議論が行われることを期待し、反対討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

なければ、次に賛成討論の発言を許します。

御意見がある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

18番・河合克平議員。

○18番（河合克平君）

意見書について、賛成の立場で討論をいたします。

今国会の審議されているこの安全保障体制関連法案の正体は、日本を海外で戦争をする国にする戦争法案そのものであると考えます。

国会に関連法案が提出されてから今まで、国会質問や論議を通じて戦争法案の危険な問題点が次々と明らかになっております。

これまで政府は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないということを書いてきましたが、ところが戦争法案には、集団的自衛権の行使とともに戦闘地域まで行って自衛隊を派兵し、アメリカ軍への補給や輸送など、後方支援を行うことを求めた内容になっております。あの多数の戦死者を出したアフガニスタンの国際治安支援部隊のような活動にも、自衛隊を参加させることとなります。憲法が禁止をしている武力の行使が海外に行き、自衛隊員がその武力の行使をし、殺し、殺される、そういった危険にさらされる仕掛けが幾つも盛り込まれているところではないでしょうか。私は、愛西市の若者を戦場に送る、そういうことにつながる戦争法案は絶対に許せない。そのように考える次第です。

今、この戦争法案の反対の声が大きく広がっています。最近の世論調査では、この戦争法案に反対が賛成を上回り、今の国会での成立に反対との意見が国民の皆さんの6割にも上っているのが現状であります。

戦争法案反対、また慎重審議であるということについての1点で力を合わせて、党派を超えて、海外で殺し、殺されるような戦争に突き進む戦争法案に反対、また憲法9条を守ろうというその声を、この愛西市議会議員の意思として意見書を国に示していくことが今重要であると考えます。

以上のことから、この意見書に賛成をいたします。以上です。

○議長（鬼頭勝治君）

他にございますか。

〔挙手する者あり〕

19番・真野和久議員。

○19番（真野和久君）

それでは、賛成討論を行いたいと思います。

今国会で審議されている平和安全法制には、1つ目として戦闘地域での後方支援、2つ目としてPKOの治安維持活動などへの拡大、3つ目として集団的自衛権の行使など、多くの問題があります。日本を、また自衛隊を戦争に巻き込む危険を格段にふやすもので、廃案にすべきと我々は考えますが、我々だけではありません。

世論調査では、「今国会で成立させる必要はない」が6割を超えるなどでも明らかのように、性急な法整備に対する反対する声は大きく広がっています。

その一番の要因は、集団的自衛権の行使の問題です。この問題については、昨年7月に安倍内閣が集団的自衛権行使の一部容認を閣議決定し、今回の平和安全法制で、それを運用できるようにするもので、6月10日の衆議院の憲法審査会の参考人質疑でも、自民党推薦の参考人を含め全員の憲法学者が憲法違反との認識を示しました。この問題に関しては、自衛隊を違憲とし、これまでの海外への自衛隊の派遣に反対してきた我々を含めた人たちだけではなくて、自衛隊を認め、また憲法改正を求めている人たちですら、現憲法のもとでは海外派兵の禁止と、海外での他国の武力行使と一体化することは禁止されている。内閣の判断で、解釈改憲することは許されないという意味で反対をされています。

この意見書案でも、決して他国と一緒に戦争をするということではなくて、憲法上、武力の行使と一体化することはできない。特に日本周辺以外で、それを行うことはできないということでの今大きな問題がされているわけでもあります。国民の権利を守り、権力を縛る憲法を、時の内閣が解釈や運用を都合のいいように変えることはやはり許されません。憲法に基づいて、しっかりとした国民的な議論を含めて慎重に考えていただく、そのことが必要になっているのではないのでしょうか。

5月の法案提出後に、反対や慎重審議などを求める意見書を可決した地方議会は6月19日現在で30都道府県、116議会に達しています。愛西市においても、意見書を採択するよう求めるものであります。

#### ○議長（鬼頭勝治君）

他にございますか。

[挙手する者あり]

8番・■川三津子議員、どうぞ。

#### ○8番（□川三津子君）

国民的合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書に対して賛成の立場で討論をいたします。

著名な憲法学者が安保法制を違憲として発言し、国会も荒れて、自民党内でも古い議員、重鎮議員からの批判も出ています。全国でも多くの自治体、議会が同じような意見書を提出しております。近隣自治体、議会からは、うちは年齢の高い自民党系の議員が先頭に立って取りまとめたとの意見も届いております。平成15年ごろから有事関連法が成立し、その中には地方自治体の役割も示されていますが、このことを市職員、市議会議員など、10年たった今、何人の人が覚えているのでしょうか。

そして、今回の法案は、10本の改正法案がごった煮状態で一くくりにして提出されているもので、内容が複雑過ぎて国民にも改正の重要性がわからない。このまま法案が通った場合、緊急時に国会で審議するから大丈夫と首相は答弁していますが、この複雑な法律の知識を常時持ち、国会議員が正確な判断ができるのだろうかと考えると私は大いに疑問を感じます。

これまで日米ガイドラインで、自衛隊の活動範囲はアジア太平洋地域に限定されていました。ところが、対象を全世界に広げ、地球の裏側にまで行って後方支援しようというものでありま



す。後方支援とは、武器や燃料の補給をする活動で、当然相手方は戦力をそぐために攻撃目標にすることは明らかです。自衛隊が戦争に巻き込まれる可能性がかなり高くなるということがあります。

集団的自衛権の行使は、現行憲法下では認められないとしてきましたが、強引に解釈を変えようとするのは問題であり、実際に有事が発生したときに的確な判断ができない法案には、愛西市議会として慎重審議を求めることは当然であろうと考えております。

この問題について、特に私は、戦争を経験されたお年寄り、そんな方からたくさん不安の声をいただいております。そして、若い世代からは中身がわからない。今後、日本がどうなるのか、予想がつかなくてわかりづらい。そんな声もいただいております。

今回の意見書には、国民的合意のないままに見直しを行わないようにといった内容で、議員の皆さんには賛同しやすい意見書ではないかと私は考えておりますので、ぜひ皆さんの賛成を求めて私の賛成討論といたします。

**○議長（鬼頭勝治君）**

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

次に、意見書案第2号を採決いたします。

意見書案第2号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり否決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会の前に、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

○市長（日永貴章君）

新議場での初議会、平成27年6月議会閉会に当たり、一言お礼の挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会に上程をいたしました多くの議案に対しまして、議案質疑などを通じ御議論いただき、また各議案につきまして御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

各議員からいただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かしていきたいというふうに考えております。

さて、御承知のとおり、6月13日と21日の2日間、地域振興市制10周年記念プレミアム商品券を販売させていただきました。多くの皆様方に御購入をいただき、完売をさせていただきました。市民の皆様方を初め、関係各位の御理解、御協力に対しまして感謝、御礼を申し上げます。

季節も本格的な夏シーズンになりまして、市内では7月11日、12日の蓮見の会、各地区での

納涼まつり、夏祭り、また8月下旬の総合防災訓練など、各種イベントも開催されますので、皆様方におかれましては積極的に御参加をいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、議員各位におかれましては、暑さ対策など体調管理に十分御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

これにて平成27年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時02分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会
議長

鬼頭勝治

会議録署名議員
第5番議員

竹村仁司

会議録署名議員
第6番議員

高松幸雄